

## 長野少年鑑別所の長野刑務所敷地内への移転計画に対する意見書

少年鑑別所は、少年の健全な育成のため、非行のある少年に対し保護的な取扱いを前提として処分確定前の少年の調査鑑別や監護処遇を行う施設である。刑が確定した受刑者を拘禁、矯正することを目的とする刑務所とは役割、目的が全く異なる。

また、少年鑑別所は上記役割に加え、地域社会における非行及び犯罪防止に寄与するため、少年や保護者等から相談を受け、必要な情報提供や助言、援助を行う責務もあり（少年鑑別所法131条）、長野少年鑑別所においても「法務少年支援センター長野」との名称で青年の心理相談室を設ける他、地域住民や関係機関の相談に対応し、助言、指導等を行っている。

このような役割を担う少年鑑別所は、少年の傷つきやすい心に配慮され、また、少年の心が開かれるような、そして、地域住民が相談しやすい環境になければならない。

今般、長野少年鑑別所が長野刑務所敷地内に移転する計画が進められているが、これに反対する意見がある上、仮に移転するとしても、少年鑑別所が刑務所と同一の敷地に位置づけされたり、建物も同一ということになれば、少年や市民に少年鑑別所が刑務所と類似する矯正施設であるような誤解を与え、上記役割を果たせないものと考える。

そこで、次のとおり意見を申し上げる。

### 記

- 1 一般市民から見て、長野少年鑑別所と長野刑務所は全く別の施設であることが外観上明らかに分かれるよう、両施設の門扉、各施設の敷地を囲むフェンスや塀、建物は別々になるよう計画することを強く要望する。

上記については、地方自治法第99条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。